

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	10-06-01		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	子ども家庭総合センターの管理運営		部課名	子ども家庭総合センター	課長名	佐藤		
			担当者名	高田	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（7年度）	01-01-01	管理運営費						
	01-02-01	相談事業費						
	01-02-02	診断指導費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区子ども家庭総合センター条例			
実施基準	☒ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準			計画区分	☒ 計画 ☐ 非計画			
行政評価事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営					
目的	子ども及び家庭に係る総合的な支援を行うことにより、区民が安心して子どもを生み育てることができる家庭環境及び地域社会の形成に寄与することを目的とする。							
対象者等	妊産婦及び18歳未満の子どものいる保護者 関係機関や近隣住民等							
内容	子ども家庭総合センターは、児童福祉法第12条第1項の規定に基づく児童相談所として、主に同法第11条第2項に掲げる下記業務を行う。 ●子ども及び家庭に係る総合的な相談対応（調査、判定、指導） ●児童の一時保護 ●里親に関する業務							
経過	平成31年 4月24日 政令指定申請（児童相談所設置市） 令和元年 8月30日 政令指定（児童相談所設置市） 令和 2年 4月 1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和 2年 7月 1日 児童相談所業務開始 令和 6年 4月 1日 児童養護施設事業について子育て支援課から事務移管 令和 6年 4月 1日 措置費共同経理課 設置							
必要性	増加傾向にある児童虐待に対応するため、未然防止から相談対応、一時保護、施設入所、家庭復帰まで切れ目ない一貫した支援を行う必要があり、その拠点として、子ども家庭総合センター（児童相談所）は不可欠である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☒ 会計年度任用職員 ）							
指標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	児童虐待による重大事例件数	0	0	0	0	0	
	②							
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
重点的に推進		重点的に推進	児童福祉法第12条第1項に基づく児童相談所として事業を重点的に推進していく。					

(単位：千円)

行政コスト計算書

備考

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

作図の
施状況

況（要旨）

平成28年 9月会議	里親の担い手を増やす体制と目標を持つこと
平成28年11月会議	里親制度の理解と普及啓発
令和2年 6月会議	アウトリーチ型支援の拡充について

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	10-06-02		戦略プラン	☐ 協働	☒ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	児童保護措置等業務		部課名	子ども家庭総合センター	課長名	佐藤		
			担当者名	高田	内線	3911		
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	---							
	01-07-01	国基準経費等						
	01-07-02	養育家庭等自立援助事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	令和 2	（ 2020 ）	年度	根拠	児童福祉法			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等				
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☐ 計画	☒ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営					
目的	子どもを家庭において養育することが困難であり、又は適当でない場合に、できる限り良好な家庭的環境において、公的責任で心身ともに健やかに養育することを目的とする。							
対象者等	家庭において養育することが困難であり、又は適当でない子ども（原則、満18歳に満たない者）							
内容	児童福祉法第59条の4の規定に基づく児童相談所設置市として、同法第50条に掲げる下記費用を支弁する。 ●施設等への委託又は入所に要する費用 ※施設等（【 】内は令和6年度末在籍数）：乳児院【4人】、児童養護施設【45人】、障害児入所施設【5人】、児童心理治療施設【0人】、児童自立支援施設【1人】、里親・ファミリーホーム【4人】 ※施設等が、子どもの身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な生活水準を確保するために要する費用を含む。 ●児童自立生活援助事業の実施に要する費用 ※令和6年度末自立援助ホーム在籍数：4人 ●一時保護委託に要する費用 ※一時保護委託児童数（R6.4～R7.3）：49人 ●障害児入所給付費等の支給に要する費用 ※令和6年度末給付対象児童数：3人							
経過	平成31年 4月24日 政令指定申請（児童相談所設置市） 令和元年 8月30日 政令指定（児童相談所設置市） 令和 2年 4月 1日 荒川区子ども家庭総合センター開設 令和 2年 7月 1日 児童相談所業務開始 令和 6年 4月 1日 措置費共同経理課 設置							
必要性	児童福祉法に基づき児童相談所設置市が行う事務である。							
実施方法	（ 1直営 ） （ 直営の場合 ☒ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①							
	②							
	③							
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	児童福祉法の規定に基づき事務を継続する。						

(単位：千円)行政コスト計算書

備

問題点・課題

問題点・課題の改善策

①

②

③

施状況

況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	10-06-03		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	児童虐待防止対策事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	佐藤	
			担当者名	橋立		内線	3933	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-02-03	児童虐待防止対策事業費						
	01-02-04	子育て世帯訪問支援事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業 ☒ それ以外の継続事業				
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律、			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	荒川区要保護児童対策地域協議会要綱			
実施基準	☒ 法令基準内		☒ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画	
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営					
目的	児童虐待の防止等に関する施策を推進し、子どもの権利利益の擁護に資することを目的とする。							
対象者等	妊産婦及び18歳未満の子どものいる保護者 関係機関や近隣住民等							
内容	【要保護児童対策地域協議会】 要保護児童対策地域協議会を設置し、要保護児童等に関する情報及び要保護児童等への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、支援対象児童等に対する支援の内容に関する協議を行う。 【啓発活動】 児童虐待防止や虐待通告に関する啓発活動を行う。 【養育支援訪問事業】 区の相談員や保健師が居宅で養育に関する相談指導その他必要な支援を行う。 【子育て世帯訪問支援事業（育児家事支援ヘルパー派遣）、安心子育て訪問事業】 育児に不安があり周囲から十分な支援が得られない家庭を、委託事業者のヘルパーや地域の育児支援活動団体のボランティアが訪問し、傾聴や育児・家事支援等を行うことにより、育児不安や孤立化の解消を図る。							
経過	平成19年 2月	荒川区要保護児童対策地域協議会設置						
	平成19年 10月	児童虐待への対応を強化するため、先駆型子ども家庭支援センターに移行						
	平成19年	児童生徒への虐待防止カードの配布						
	平成21年	虐待対応専門相談員の配置、虐待予防講演会						
	平成23年	機能強化：精神科医のスーパーバイズ、心理専門相談員配置						
	平成25年	虐待対策コーディネーターの配置及び虐待対策ワーカーの増配置						
	平成27年	子ども家庭支援センターが係から課となる						
	平成27年 6月	安心子育て訪問事業開始						
	令和 2年 4月	荒川区子ども家庭総合センター開設（7月 児童相談所業務の開始）						
	令和 6年 4月	こども家庭センター設置、育児家事支援ヘルパー派遣事業を、養育支援訪問事業から 子育て世帯訪問支援事業に移行						
必要性	児童福祉法の規定により要保護児童対策地域協議会の設置が必要である。また、虐待や養育困難などリスクの高い家庭や育児不安が強い家庭に対し、リスク軽減や育児不安の解消のため、協働による育児家事支援を行う事業として必要性は高い。							
実施方法	☐ 2一部委託 ☐ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 補助事業（安心子育て訪問事業）、直営事業（養育支援訪問事業） 委託事業（子育て世帯訪問支援事業）							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	児童虐待防止講演会（子育て講演会）参加者数	57	99	51	70	70	4～5年度は映画鑑賞会を含む
	②	虐待防止グループミーティング（はーふタイム）参加者数	57	44	30	35	60	延べ人数
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
重点的に推進	重点的に推進		子どもの権利利益の擁護のために、事業を重点的に推進していく。					

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		5,062	7,684	6,596	6,422	6,424	8,642	7,919
決算額（7年度は見込み）		3,634	4,189	4,159	4,119	4,472	7,324	7,919
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	児童虐待新規件数（区・児相合計）	642	572	477	516	500	536	500
	うち区児童虐待新規件数	328	-	-	-	-	-	-
	児童虐待防止講演会参加者数	42	0	74	57	99	51	70
	虐待防止グループミーティング参加者	37	41	39	57	60	30	35

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	講師謝礼	383	報償費	講師謝礼	385	報償費	講師謝礼	565
需用費	啓発物品、マニュアル等	812	需用費	啓発物品、マニュアル等	986	需用費	啓発物品、マニュアル等	1,147
使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	27	使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	49	使用料及び賃借料	講演会会場使用料等	107
委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	2,280	委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	4,803	委託料	育児家事支援ヘルパー派遣	3,900
負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	970	負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	1,101	負担金補助及び交付金	安心子育て訪問事業	1,984
						扶助費	措置利用経費	216

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	12,825	9,893	▲ 2,932	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	3,119	5,838	2,719		国庫支出金	1,669	1,479	▲ 190		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	1,172	1,095	▲ 77		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	1,353	1,486	133		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	2,841	2,574	▲ 267		
		賞与・退職給与引当金繰入額	1,781	626	▲ 1,155	行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 16,237	▲ 15,269	968			
		その他行政費用	0	0	0	金融収支差額(d)	0	0	0			
		行政費用合計(b)	19,078	17,843	▲ 1,235	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 16,237	▲ 15,269	968			
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 16,237	▲ 15,269	968					

備考	行政費用は、子育て世帯訪問支援事業業務委託費等の物件費のほか、安心子育て訪問事業に伴う補助金による補助費等であり、補助費等については安心子育て訪問事業の利用実績が増加したため、費用も増加している。
----	--

問題点	要保護児童対策地域協議会を中心とし、警察、小中学校、就学前施設や子ども食堂等の関係機関と密な連携強化を図り、機動的に相談に対応できる体制を構築する必要がある。 学校、保育園の教職員等、関係者一人ひとりにまで虐待防止の取組みと児童相談所の機能の理解が進むよう、周知啓発活動を推進する必要がある。
-----	---

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	引き続き、関係機関への通告ルールの周知啓発に努めるとともに、更なる関係機関との相互連携を強化していく。	保育園をはじめ、各関係機関に出向き、通告ルールの周知啓発活動を継続して実施し、関係機関との連携を強化した。	要保護児童対策地域協議会を活用し、事例検討等の機会を設け、更なる連携強化を図っていく。
②			
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実施状況

況 議 会 （ 要 質	平成26年 6月会議	居所不明児童への対応について
	平成27年 9月会議	児童相談所の区移管の進捗状況について
	令和 3年11月会議	児童虐待防止に関して、児童への啓発や講演会の充実を図ること

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	10-06-04		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	24時間・365日体制強化事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	佐藤	
			担当者名	高田		内線	3911	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-02-07	24時間・365日体制強化事業						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）			☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業		
開始年度	平成 20	（ 2008 ）	年度	根拠				
終期設定	☐ 有 ☒ 無		（ ） 年度	法令等				
実施基準	☐ 法令基準内 ☐ 都基準内 ☒ 区独自基準		計画区分	☐ 計画 ☒ 非計画				
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	04	児童相談所の設置及び円滑な運営					
目的	児童虐待通告や子育て相談を24時間365日確実に受け付ける体制を確保し、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応を図ることを目的とする。							
対象者等	【あらかわキッズ・ファミリーコール24】 妊産婦及び18歳未満の子どものいる保護者 【児童相談所虐待対応ダイヤル（189）】 関係機関や近隣住民等							
内容	【あらかわキッズ・ファミリーコール24】 0120-536-883 ※通話料無料 妊娠や子育てに関する相談について、24時間365日電話対応を行う。最初に看護師が電話で相談の内容を聞き、内容によって臨床心理士等との相談につなげる。 対応は原則匿名かつ即答で行うが、相談者が区への相談引継ぎを希望した場合、虐待が疑われる場合、又は相談者への支援が必要な場合（メンタルヘルス、ひとり親等）については、必要な情報の収集を行う。 【児童相談所虐待対応ダイヤル（189）】 ※通話料無料 夜間及び閉庁日に、児童相談所虐待対応ダイヤルより転送された児童虐待通告及び児童相談に対応する。児童虐待相談に従事した経験を有する者（児童福祉司等）が聞き取りを行い、すべての入電について区に報告する。							
経過	平成20年度 あらかわキッズ・マザーズコール事業開始 平成27年度 対象年齢を「6歳までの児童」から「18歳未満の児童」に変更し対象年齢を拡大 令和2年7月 児童相談所虐待対応ダイヤル（189）運用開始 令和7年4月 「あらかわキッズ・マザーズコール24」の名称を「あらかわキッズ・ファミリーコール24」へ変更							
必要性	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために、24時間・365日相談を受け付ける窓口を設置する必要がある。							
実施方法	（ 3委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） 令和2年度の契約に当たっては、プロポーザル方式により事業者を選定。							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	相談受付件数（年間） あらかわキッズ・ファミリーコール24	1,069	1,225	1,046	1,200	1,200	
	②	相談受付件数（年間） 児童相談所虐待対応ダイヤル	261	266	289	300	300	
③								
事務事業の分類			分類についての説明・意見等					
7年度	8年度							
継続	継続	児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応のために事業を継続する。						

(単位：千円)備考

主な行政費用は、電話相談業務委託料としての物件費であるほか、東京都事業に対する負担金支出により補助費等が増加となった。行政収入は、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）に係る国庫補助金及びあらかわキッズ・ファミリーコール24に係る都補助金である。

問題点・課題

区ホームページや区報での周知の他、SNSを活用した相談事業も開始され、相談件数は増加傾向にある。引き続き、誰でも気軽に相談できる窓口として、区民への積極的な周知を図り、児童虐待の未然防止や早期発見・早期対応に繋げていく必要がある。

問題点・課題の改善策

施 状 況

(実施	9	区	未実施	13	区	不明	0	区)
-----	---	---	-----	----	---	----	---	----

189：港区、世田谷区、江戸川区、中野区、板橋区、豊島区、葛飾区、品川区 (R6.10～)、文京区 (R7.4～)

況（要旨）

事務事業分析シート（令和7年度）

No1

事務事業コード	10-06-05		戦略プラン	☐ 協働	☐ 業務	☐ 財務	☐ 人事	
事務事業名	ショートステイ事業		部課名	子ども家庭総合センター		課長名	佐藤	
			担当者名	橋立		内線	3933	
事務事業を構成する小事業名 及び予算事業コード（7年度）	01-09-01	ショートステイ事業費						
事務事業の種類	☒ 新規事業（ ☐ 7年度 ☐ 6年度）		☐ 建設事業		☒ それ以外の継続事業			
開始年度	平成 18	（ 2006 ）	年度	根拠	児童福祉法、子育て短期支援事業実施要綱、荒			
終期設定	☐ 有 ☒ 無	（ ）	年度	法令等	川区ショートステイ事業実施要綱等			
実施基準	☐ 法令基準内	☐ 都基準内	☒ 区独自基準	計画区分	☒ 計画	☐ 非計画		
行政評価 事業体系	分野	Ⅱ	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	01	多様な子育て支援の展開					
目的	保護者の疾病等の理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難となった場合、当該児童について、短期間の養育・保護を行うことにより、児童及びその家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。							
対象者等	1. 区内に在住する2歳以上義務教育終了前までの児童及び保護者（施設ショート、協力家庭ショート※協力家庭の場合のみ、きょうだい利用で1歳児可） 2. 区内に在住する0歳及び1歳の児童及び保護者（乳幼児ショートステイ事業）							
内容	1. 対象者 次のいずれかの事由に該当する者で、他に養育する者がいない者 (1) 保護者の疾病 (2) 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ等 (3) 出産、看護、事故等 (4) 冠婚葬祭、出張、学校行事参加等の社会的事由 2. 利用期間 7日以内（2歳児以上のショートステイのみ日帰り利用可） 3. 申込方法 原則として利用日の3ヶ月前から3日前 4. 定員 ショートステイ事業：原則3人、乳幼児ショートステイ事業：原則1人、協力家庭：原則1人 5. 基本負担額（1人1日当たり） 3,000円（住民税非課税世帯1,500円、生活保護世帯0円）							
経過	平成18年 2月 ハイッ尾竹内にショートステイ専用室設置。18年6月から事業開始 平成18年12月 事業の弾力的な運用として日帰り利用を開始 平成20年 4月 受入児童の年齢を「3歳以上」から「2歳以上」に引き下げ 平成24年 4月 受入児童の年齢を中学校就学前から義務教育終了前まで引き上げ 平成25年 4月 受付期間を利用日の5日前から3日前に短縮 平成26年 4月 交通費の上限を1日当たり500円に改正 平成28年 3月 乳幼児ショートステイ事業を開始（日本赤十字社医療センター附属乳児院に委託） 平成30年10月 保護者に代わり一時的に児童を養育する「協力家庭」でのショートステイ事業を開始 令和2年 4月 協力家庭ショートステイ事業でのきょうだい利用で、1歳の受入れを可とする 令和4年 4月 ショートステイ事業運営事業者を変更（社会福祉法人扶助者聖母会に委託） 令和5年 4月 ショートステイ事業運営事業者を変更（社会福祉法人友興会に委託）							
必要性	児童福祉法で市町村で実施する努力義務が規定されている。保護者が疾病・出産・冠婚葬祭等一時的に養育が困難な場合の対応として、区として必須の事業である。							
実施方法	（ 2一部委託 ） （ 直営の場合 ☐ 常勤職員 ☐ 会計年度任用職員 ） ○施設：社会福祉法人友興会（児童養護施設クリスマス・フォレスト）○乳幼児：日本赤十字社医療センター附属乳児院（渋谷区）○協力家庭：区内各協力家庭（R6年度実績7家庭）にそれぞれ委託							
指 標	事務事業の成果とする指標名		指標の推移					指標に関する説明
			4年度	5年度	6年度	7年度 見込み	目標値 (8年度)	
	①	利用児童数（延べ泊数）	174	435	655	663	610	ショートステイ事業
	②	利用児童数（延べ泊数）	83	126	243	246	177	乳幼児ショートステイ事業
③	利用児童数（延べ泊数）	503	499	563	569	700	協力家庭ショートステイ事業	
事務事業の分類		分類についての説明・意見等						
7年度	8年度							
重点的に推進		重点的に推進		児童福祉法において市町村が実施する事業として規定されており、家庭で一時的に養育困難となった児童の養育環境の確保のため、重点的に推進していく。				

予算・決算額等の推移		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
予算額		16,156	19,797	19,348	20,110	26,174	31,204	32,508
決算額（7年度は見込み）		13,368	13,711	14,769	19,380	25,445	30,922	32,508
実績 の 推 移	事項名（7年度は見込み）	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
	ショートステイ延べ利用日数	107	72	80	174	435	655	663
	乳幼児ショートステイ延べ利用日数	57	27	68	83	126	243	246
	協力家庭ショートステイ延べ利用日数	204	207	344	503	499	563	569

予算・決算の内訳								
令和5年度（決算）			令和6年度（決算）			令和7年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	ショートステイ事業運営委託	13,921	委託料	ショートステイ事業運営委託	17,581	委託料	ショートステイ事業運営委託	18,389
委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	7,563	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	8,935	委託料	乳幼児ショートステイ業務委託	8,618
需用費	賠償責任保険料	151	役務費	賠償責任保険料	151	需用費	チラシ印刷用紙等消耗品	5
役務費	協力家庭委託費	3,810	委託料	協力家庭委託費	4,256	役務費	賠償責任保険料	153
委託料						委託料	協力家庭委託費	5,210
						扶助費	措置利用経費	133

(単位：千円)												
行政コスト計算書	勘定科目			5年度	6年度	差額	勘定科目			5年度	6年度	差額
	行政費用	給与関係費	6,962	8,126	1,164	行政収入	地方税等	0	0	0		
		物件費	25,294	30,772	5,478		国庫支出金	1,800	3,673	1,873		
		維持補修費	0	0	0		都支出金	4,739	5,751	1,012		
		扶助費	0	0	0		分担金及び負担金	0	0	0		
		補助費等	151	151	0		使用料及び手数料	0	0	0		
		減価償却費	0	0	0		その他	0	0	0		
		不納欠損・貸倒引当金繰入額	0	0	0		行政収入合計(a)	6,539	9,424	2,885		
		賞与・退職給与引当金繰入額	967	515	▲ 452		行政収支差額(a)-(b)=(c)	▲ 26,835	▲ 30,140	▲ 3,305		
		その他行政費用	0	0	0		金融収支差額(d)	0	0	0		
	行政費用合計(b)	33,374	39,564	6,190	通常収支差額(c)+(d)=(e)	▲ 26,835	▲ 30,140	▲ 3,305				
	特別費用(g)	0	0	0	特別収入(f)	0	0	0				
特別収支差額(f)-(g)=(h)	0	0	0	当期収支差額(e)+(h)	▲ 26,835	▲ 30,140	▲ 3,305					

備考	行政費用は、ショートステイ事業業務委託料である物件費が大部分を占めており、受入体制の充実による人件費の増加や利用実績の増加に伴い、増加している。また、当該物件費については、国庫補助及び都補助による歳入がある。
----	--

問題点	①令和5年度から区内児童養護施設で事業を開始したことにより、利用者が増加しており、事業実施への支障を最小限に抑えるため、運営事業者と緊密な連携が必要である。 ②様々な利用者のニーズに応えるために、協力家庭におけるショートステイのさらなる利用促進を図る必要がある。	
-----	---	--

問題点・課題の改善策

	令和6年度に取り組む 具体的な改善内容	令和6年度に実施した 改善内容および評価	令和7年度以降に取り組む 具体的な改善内容
①	ショートステイ事業の円滑な運営の継続に努める。引き続き、協力家庭の周知を行う。	事業者と連絡会を開催するとともに電話等で状況を共有した。里親家庭に協力家庭の周知を行い、登録家庭数が増加した。	ショートステイ事業者との綿密な共有、円滑な運営の継続に努める。引き続き、協力家庭の周知を行う。
②	施設ショート週末や祝日の利用希望者が多いため、協力家庭の利用と相互調整を行い、利用者負担軽減に努める。	ショートステイ事業の利用と同時に別サービスの紹介を実施した。利用者の状況に合わせ、協力家庭との併用を行った。	施設ショート週末や長期休みの利用希望者が多いため、引き続き、協力家庭と調整を行い、利用者の負担軽減に繋げる。
③			

其他	(实施 22 区	未实施 0 区	不明 0 区)
----	-----------	---------	----------

区の実施状況

議 会 質 問 状 況 (要 旨)	
--	--